第 15 回 仙台市土地利用調整審議会 議事録

日 時 令和 4 年 1 月 17 日 (月) 午後 1 時 00 分~午後 2 時 30 分

場 所 仙台市青葉区役所 4 階 第 1 • 2 会議室

出席委員 風見会長, 山田副会長, 石川委員, 木下委員, 佐藤委員,

渋谷委員, 庄子委員, 髙山委員, 藤澤委員(計9名)

欠席委員 武田委員(計1名)

事 務 局 建築宅地部長 京谷 寛史

開発調整課長 小野寺 寿治

開発調整課調整係長 薄井 健, 主任 早坂 誠

技師 浅野 真志, 佐藤 智晴

事業主体 水道局施設課施設係長 今野 裕介, 主任 二上 輝彦

司 会 開発調整課調整係長

<次第>

- 1 開 会
- 2 委員紹介
- 3 会長ならびに副会長の選出
- 4 審議事項(1件)

第1号議案

福岡浄水場場内配水池築造事業について

- 5 報告事項
- (1)土地利用方針の災害防止に関する配慮について
- (2) 土地利用方針の軽微な事項の変更について
- 6 閉 会

<開会>

- ・本日はお忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。
- ・定刻となりましたので、これより第15回仙台市土地利用調整審議会を開会いたします。
- ・私は本日進行を務めます、開発調整課調整係長の薄井と申します。よろしくお願いいたします。
- ・本日の審議会ですが、本日の議事には非公開となるものがございませんので、公開で実施させていただきますので、よろしくお願いいたします。
- ・まず、新型コロナウイルス感染症拡大防止の対応について、事務局から のお願いがございます。
- ・本日は、感染拡大防止のため、席の離隔を確保させて頂いておりますほか、換気のため窓を少々空けております。
- ・また、審議中、委員の皆様及び職員につきましては、飛沫感染防止のためのマスクの着用と、発言いただく際にはマイクのご使用をお願いいた

します。

・次に、事務局の職員を紹介させていただきます。

- 事務局の紹介・挨拶 -

薄井係長

- ・以上でございます。よろしくお願いいたします。
- ・続いて、第1号議案における事業主体である、水道局の職員を紹介させていただきます。

- 事業主体(水道局)の紹介・挨拶-

薄井係長

- ・本審議会ですが、前回開催から3年ぶりとなりますが、その間、令和2年 7月に当審議会委員の改選がございました。本来であれば、直接委嘱状を 交付させていただくものですが、直近での審議会開催がなかったため、 皆様に郵送で委嘱状を送付させていただいておりますので、ご了承くだ さい。
- ・それでは、審議に先立ちまして部長の京谷より、一言ご挨拶を申し上げ ます。

京谷部長

- 部長挨拶-

薄井係長

- ・続きまして、お手元の資料確認をしたいと思います。
- ・土地利用調整条例関係資料のファイル 1 冊,次第,裏面に席次表,委員 名簿,1号議案のパワーポイント資料 1 部,報告事項 1 のパワーポイン ト資料 1 部,土地利用方針の改正(案)1 部,こちらについては,審議 会後に決裁の上,4月1日よりこの内容で運用する予定のもの。報告事 項 2 の「土地利用方針の軽微な事項の変更について」1 部でございます。 不足等はございませんでしょうか。
- ・それでは委員に就任いただきました、皆様をご紹介させていただきます。
- ・名簿の五十音順にお呼びいたしますので、ご就任いただきました各委員 より一人一言、ご挨拶をいただければと思います。

-委員紹介・挨拶-

- ・皆様ありがとうございました。
- ・なお、本日は残念ながらご都合がつかずご欠席となっておりますが、武田初江委員へも委員として委嘱しております。
- ・続きまして、会長及び副会長の選出をお願いいたします。
- ・仙台市土地利用調整審議会の組織及び運営に関する規則の第2条により、

会長及び副会長を選出するため、委員の互選により決めていただくこと となっております。

どなたかご推薦をいただけないでしょうか。

佐藤委員

・会長に風見委員を、副会長に山田委員をぜひお願いしたいと思います。

薄井係長

・佐藤委員より「会長に風見委員,副会長に山田委員」とご推薦いただき ましたが、いかがでしょうか。

-全委員賛同-

薄井係長

- ・ありがとうございます。それでは、会長にご就任いただきました風見委員には会長席にお移りいただきたいと存じます。
- ・以降の議事につきましては、風見会長にお願いしたいと思います。よろ しくお願いいたします。

<会議の成立>

- ・それでは改めまして、会長に選任をいただきまして、僭越ながら、今回 のこの審議会の会長をさせていただきたいと思います。宮城大学の風見 でございます。
- ・私は建築,都市計画が専門ですが,個人的な体験として,1992年にイギリスへ留学をしておりました時に,地球サミットがありまして,その時に持続可能な発展という言葉が世界に届きました。
- ・その時に、若干32歳でしたけれども、これからの時代の持続可能な発展 を成立されなければならないという思いがありまして、建築がもともと 専門でしたが、都市計画から環境政策に転じて、持続可能な都市の指標 というものを東京工業大学で論文を書いて博士号を取り、宮城大学に縁 がありまして、宮城大学の教授の方に2008年から参りました。
- ・今は理事,副学長をしておりますけれども,事業構想学群というところで学群長を4年間勤めました。
- ・土地利用というものは、多くの関心が必要な重要な部分です。そして今、カーボンニュートラルやSDGsという言葉が当たり前になっております。
- ・同時に前回の審議会の時には、メガソーラーの話がありました。
- ・ある政策から見れば、それが適正に思えても、広い観点から見れば、危惧する点が多い場合もあり、様々な多元的な視点から、大きな開発や未来に対する大きな影響を予測し、また適正な状況にしていかなければならないということで、設置された審議会が、この土地利用調整審議会だというふうに思います。
- ・私が思うには、皆様の一言一言がこれからの子供たちや、未来に大きく

繋がります。

- ・投票権のない未来の人たちのため、持続可能な発展を支えていくのは、 我々が代わりを担っているように感じております。
- ・土地利用調整審議会の開催が3年振りと聞いて少し驚きましたけど,継続の先生方には引き続きお願いしたいと思いますし,新任の委員の皆様につきましては,ぜひ忌憚のない意見を出していただければと思います。
- ・仙台市の協働まちづくり委員会の委員長も、10年ぐらい長らく勤めております。公共が中心となり、計画アセスメントを早い段階で、しっかり市に相談をしながら実施しておりますので、ぜひ民間にも広げて欲しいと思います。
- ・早い段階で、指導、助言をすることによって、様々なウィンウィンが成立すると思いますので、こうした土地利用調整条例をしっかり作られている仙台市に敬意を表したいと思いますし、我々の委員の責務が大きいと考えますので、本日は大変お忙しい中お集まりいただきましたので、効率よく、また十分な審議を行えるよう、議事を進めて参りたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。
- ・事務局から新型コロナウイルス感染症拡大防止の対応について、お願い がございましたので、ご協力の程、よろしくお願いします。
- ・私の方からは、円滑な進行のため、質疑等の発言は極力簡潔に行うなど のご協力を併せてお願いしたいと思います。
- ・まず、本日の会議の成立についてお知らせいたします。
- ・本日は 委員 10 名中, 武田委員を除く 9 名にご出席いただいております。 従いまして, 過半数の出席がありましたので, 仙台市土地利用調整審議 会の組織及び運営に関する規則の第 5 条第 2 項の規定に基づきまして, 本審議会は成立しているということを宣言いたします。
- ・次に、傍聴されている皆様に関しましては、会議の円滑な運営を図るため、お配りしております会議中の注意事項を厳守いただくようご協力を お願いいたします。

<議事録署名委員_指名>

風見会長

・次に、本日の審議会議事録の署名についてですが、署名委員を石川委員 と木下委員にお願いいたします。

- 両委員同意-

<審議事項_第1号議案>

- ・それでは、本日の審議事項に入ります。
- 第1号議案の内容について、事務局より説明をお願いいたします。

浅野技師

・事務局の浅野です。私の方から第 1 号議案の内容についてご説明いたします。

一説明一

風見会長

- ・ありがとうございました。
- ・今回の審議内容,福岡浄水場における配水池の増築ということになり、 内容はご承知いただいたかと思いますが、それぞれの観点から、ご質問、 ご意見承りたいと思います。いかがでしょうか。
- ・ご説明の通り、配慮事項については、概ね合致していると思いますし、 公益的な施設ですので、そういう意味からも問題はないように思います。
- ・ご説明がありましたけれども、特に土砂流出その他、地質や土壌、景観 等への影響について、ご質問等ございますか。

木下委員

- 確認したいことがあります。
- ・土地利用方針の地図で事業予定地を確認したところ、付近に最終処分場 という文字を見つけまして、この最終処分場が何なのかご存知なのかと いうことと、それが水質等に影響しないかどうかについてお伺いしたく、 お願いします。

今野係長

- ・最終処分場というのは、福岡浄水場内にある最終処分場でして、浄水処理をする上で、発生土等が出てしまうので、それを場内で処理できるようにしている最終処分場でございます。
- ・福岡浄水場と繋がりのない施設の隣に、配水池を作るものではないため、 問題ないと考えております。

山田委員

- ・2点ほど確認をさせてください。
- ・切土する面積がそれなりにありますので、回収された土壌の再利用の方針について、お伺いしたいのが1点、もう1つは、造成後に改めて緑化をされると思いますが、現在の景観、泉ヶ岳に至るアプローチを乱さないような景観にするため、それにふさわしい樹種の選定について方針がありましたら、お伺いしたいと思います。

二上主任

- ・1 点目について、切土した土 10,000 ㎡は場外に搬出する計画となっておりまして、運び先はまだ具体的には決まっておりませんが、土を再利用してリサイクルできるような再資源化施設に持ち込む計画になっております。
- ・しかし、土量が 10,000 m²と多くなっているため、1 つの施設に全て持ち 込みできるのか等については、今後検討していきたいと思います。
- ・もう1点の景観についてですが、資料P13に掲載しているものがイメー

ジ図です。この写真の通り見た目は白くなっており、現在水道局の既存施設も同じような色や、これに緑色を加えたようなものもございまして、 景観に合わせるとなると、緑色にする等が考えられますが、配色につきましては、今後検討していきたいと思います、

山田委員

- ・配色の検討も大事ですが、改めて緑化や植生の管理をされる時に、植え 直す樹種の選定の方針があればお伺いしたいと思います。
- ・今ある樹種を積極的に選んでいくのか,あるいは泉ヶ岳にとって,こういう樹種の構成の方がより良いというような何か狙いがあり,積極的に それを植え直すとか,どのような方針なのでしょうか。

今野係長

- ・植え直しについてはまだ検討中であり、結論が出てないところですが、 基本的には、造成に必要な最小限の面積しか伐採等を行わない計画となっております。
- ・伐採を行い切土して、平坦にしたところについては、舗装をかけまして、 側溝等排水を設けて、周りに水が流れ出ないように配慮しますので、植 え直しをする範囲が大きくないということで、検討中でございました。

山田委員

・このような地面を動かす開発工事をすると、どうしても外来種が入り込み易くなってしまうため、そこの管理はしっかりやっていただければと思います。

今野係長

・配慮いたします。

庄子委員

- ・地元への説明状況について、お尋ねしたいと思います。
- ・コロナ禍というご時勢でございますので、説明会の開催が難しいと思いますが、回覧だけだったのか、それとも回覧にアンケートを付けて意見の収集をしたのか、お尋ねしたいと思います。

今野係長

- ・コロナ禍ということで説明会は実施しませんでしたが、町内会長さんと その旨お話させていただきまして、回覧の中に意見があればこちらまで お寄せくださいというような形で、アンケートを付けておりました。
- ・また、回覧だけでなく、町内会の掲示板等にも掲示するようにお願いしまして、意見の収集をさせていただいたところでございます。

庄子委員

・実施した回覧で終わりなのか、それとも、この審議会の結果等を含めて、 また地権者に報告するのかどうかお尋ねしたい。

今野係長

・一部ご説明が不足しておりました。町内会長や町内会だけではなくて,

もともとは地権者の方がいらっしゃって、過去に水道局で土地を購入し た経緯もありましたので、そちら地権者の方々に対し、こういった事業 をこれから始めるということを、別途、ご説明しているところです。

・現在は設計段階でしたので、設計が完了して工事へ着手する前には、改 めて町内会や地権者の方々に、ご説明を行う予定でございます。

佐藤委員

- ・事業区域という 5,100 m²というのは、どのように決まったのでしょうか。
- ・事業区域の設定により、緑化率や残地森林率の割合が決まってしまうということもありまして、その辺り教えていただきたいと思います。

風見委員

- 私もそこはお聞きしたかったところです。
- ・事業区域を設定する上で、自然への影響を最小限にする対応等を考えられていたかというところです。

二上主任

- ・水道局用地はもっと広い範囲でありまして、敷地として広い中で今回の 事業区域を設定しております。
- ・水道局で所有している土地を全て事業区域とすることも検討しました が、広すぎるというところがありまして、今回の工事を実施するに当た って必要最低限の範囲を検討し、事業区域を設定しました。

佐藤委員

- ・直接的に審議事項と関係のない話かもしれませんが、条例において残地 森林等を割合で設定することが正しいのでしょうか。
- ・今回は必要最小限の範囲を設定しておりますが、事業区域を事業者自ら 決定することができるため、もっと大きく設定することにより、残地森 林や緑地は増加します。
- ・絶対値で制限することは難しいですが、今回のご説明をお聞きしまして 感じました。
- ・制度が悪いわけではありませんが、郊外部で今後規制していくにあたり、要はすごく大きな森林区域の森林を伐採しても、その5倍以上の土地を買っていれば、それは認められてしまうというような話にも、拡大解釈すればなりかねないと思います。

- ・佐藤委員がおっしゃった懸念はあると思います。
- ・自然は基本的には残すことが一番であって、残せない場合は大体、ミチ ゲーション**ということで、このような緑化の理想が生まれたっていう ことと同時に、残地森林率は大変重要な意味を持っていると思います。
- ・更に言えば、先ほど山田委員の意見にもありましたように、しっかりと 森林の生態調査をされて、その中で価値のある森林をいかに残し、いわ ゆる人工林の中で比較的価値の低い場所において、昔の里山に戻すため

の植生を行うというようなことを含めた計画であるかを議論する段階に あるのではないでしょうか。

- ・審議事項の内容からは外れますけれども,一部は関連しております。
- ・制度の見直しのときに、ミチゲーションはあくまで代替措置であるため、 森林をいかに残すか、また残す森林を評価して、それについて適正な保 全対策をしている、もしくは保全や保存できないとすれば、いわゆる創 造的な保全をすることなどがあると思います。
- ・こちらについては、この土地利用調整審議会で議論が出たということを 残しておいていただきたいと思います。
- ※ミチゲーション (Mitigation): 開発事業による環境に対する影響を軽減 するための保全行為。

渋谷委員

・築造に至る経緯は大体一貫したような感じはしておりますが、そもそも の事業目的について、現在、仙台市において人口がそれほど増えている 状況ではないはずですが、なぜ新たな配水池が必要なのかという点につ いて、もう一度ご説明いただきたいと思います。

今野係長

- ・福岡浄水場の今の配水地の容量は7,500 ㎡であります。
- ・仙台市内には福岡浄水場を合わせて大きな浄水場が4つほどありますが、 その中で一番小さい容量です。
- ・渋谷委員のご意見の通り,水需要は減少している状況ではありますが, 平常時から福岡浄水場の運転には苦慮している状況です。
- ・それに加え、福岡浄水場は泉区の大部分に水を配っておりますが、泉区 内にある他の配水地の大半が 1970 年代に建設されたものであるため、 老朽化が進んでおり、こちらも喫緊の課題となっているという状況がご ざいます。
- ・他の浄水場以外の配水池については、住宅地の中にあるような状況です ので、そこを工事しようとしても、手を付けにくい状況であります。
- ・このような状況の中であるため、福岡浄水場だけではなく市内全体の計画について水道局の方で検討しまして、その結果、福岡浄水場の中に新たに配水池を作るということになりました。
- ・これにより、福岡浄水場の配水池の容量は、新たに作る配水池の 4,500 ㎡と既存量の 7500 ㎡と合わせて 12,000 ㎡となりますので、他の浄水場と比べても、遜色のない容量となって、非常時も含めて、給水の安全性向上が図れるものと考えております。
- ・また、先ほど申し上げましたように、泉区内の他の配水池の代替機能を 持つこともできますので、そのうち一部の配水地については、老朽化し た配水池を一時的に止めることで工事が可能になることや、一時的では なく休止することにより、施設への無駄の投資を省くこともできるよう

になります。

・水道施設全体での健全化や強靭化というものを目指して,今回事業を行 うものということで考えております。

藤澤委員

- ・関係課からの主な意見において、「農地における営農等に支障を及ぼさないよう必要な措置を講じること。」という意見があり、まさにこれに尽きるところですが、ダムからの取水について確認したい点があります。
- ・これについては、農業用水との関連が非常にありまして、そういったと ころに影響がないのでしょうか。
- ・さらにその工事そのものについて、泉ヶ岳の水は非常に綺麗であり、酒 米の里ということで、酒米を非常に多く作り、ブランド化を進めており ましたので、災害防止の観点からも土砂崩れ等が発生しないように工事 を実施いただきたいと思います。
- ・特に今回はコロナ禍で住民の皆様への説明会を開催できておらず、監視 の目が緩くなりがちにもなりますので、ぜひその辺を含めて今後の工事 の進捗や工事の内容を精査いただいて、進めていただきますようよろし くお願いいたします。

今野係長

- ・資料 P11 において、断面図がございまして、今回は大規模な造成をしますが、基本的には山を削るという切土でございます。
- ・大規模な盛土をすると法面等が発生し、山の下に水が落ちてしまい、農業用水への影響等の懸念があると思いますが、今回は切土でしたので、 基本的には農業用水や土砂流出の懸念はないと考えております。
- ・場内の排水については、基本的には造成した周りを側溝という排水施設 を設け、舗装をした上でそちらに流れるように計画しております。
- ・また、隣には既存の福岡浄水場がございますので、そちらの排水に合流 させる計画としておりますので、そういった面での懸念も心配ないと考 えています。

風見会長

・周辺には農地がありますので、しっかりとした計画を検討いただければ と思います。

石川委員

- ・福岡浄水場に繋がるダムの宮床ダムと七北田ダムはおそらく仙台市が管理されていると思いますが、福岡浄水場の貯水量が増えることにより、 これらのダムでは供給が足りなくなるということはないのでしょうか。
- ・加えて、長期間の工事になると思います。私も実際に周辺を走ったこと がありますが、国道からは福岡浄水場がどこにあるのかわからない上に、 国道は交通量が多く、広い道路ではないようなイメージがあります。
- ・近隣には既に市街地が広がっておりますので、大規模な工事により交通

量が増加することや,交通量の増加だけではなく大型の車が多く行き交 うような形になると思います。

・近くには学校があるため、そこについて十分に配慮していただかないと、 大変なことになるのではないかと思いますので、この2点について、よ ろしくお願いします。

今野係長

- ・まず 1 点目の既存のダムについて、これらは仙台市ではなく宮城県で管理しております。
- ・今回の工事は浄水場自体を大きくする工事ではなく、浄水場にて処理した水を貯める施設を作る事業でしたので、基本的にはその水源の水量が不足するというような影響は一切ございません。
- ・2 点目の周辺の交通環境への影響については、工事の実施により可能性は全くないとは言い切れないところがありますが、もともと福岡浄水場がございますので、進入路は適切に整備されており、そこから出入りする計画で検討しております。
- ・ただ今ご指摘いただいた通り、大型の車両が平常時より多くなることは 避けられませんので、施工業者が決まりましたら十分に指導を行うとと もに、先ほど申し上げた町内会等も含め説明を行った上で、事業を実施 して参りたいと考えております。

髙山委員

・資料 P4 にて「必要な貯水量 12,000 ㎡」と記載されておりますが、必要な貯水量は、どういった根拠で導き出されるものなのでしょうか。

今野係長

- ・厳密には本市水道局だけではなくて、日本水道協会で発行している指針 がございまして、そちらに考え方が記載されており、それで算出してい る水量でございます。
- ・イメージとしましては、浄水場で作る1日分の水量の3分の1から2分の1程度を貯めることができる施設を設けておく必要があるというようなものです。
- ・福岡浄水場の場合は 1 日最大 35,000~36,000 ㎡程度の水が使用される 時がありましたので、考え方によっては 2 分の 1 の 18,000 ㎡を貯める 必要があることになりますが、水道局にて人口減少局面等を踏まえて、 そこまで大きくするのは過剰だと判断をした上で、必要最低限の 12,000 ㎡を設定しております。

風見委員

・変数は何でしょうか。

今野係長

・基本は時間です。1日に使用する水量 3万何千㎡に対して,例えば 12 時間分もしくは 8時間分確保しなければならない等があります。

・加えて、その下流にある配水地のことも検討する必要があります。配水 池があるかどうかで考え方が変わってしまうため、具体的な数字を今お 伝えすることができませんが、様々なことを考慮した上で、この貯水量 が必要だと判断しています。

風見会長

・配水量にかけるところの安全率みたいなものでしょうか。

今野係長

・そうです。

髙山委員

・つまり、福岡浄水場を設置した頃には、7,500 m でも十分だったが、現在 は当時に比べると人口が増加し、必要な貯水量も増加したため 12,000 m の容量が必要になった。しかし、現時点では 7,500 m を貯める容量しか ないため、容量が 4,500 m の配水池を新たに作るということでしょうか。

今野係長

- ・貯水量の観点ですとそのようになります。
- ・しかし現在は人口が減少し始めており、水需要的にはもう頭打ちという 状況の中でしたので、このまま運用で努力すればいいのではないかとい う考えもありますが、一方では、施設の老朽化はもう待ったなしの状況 であります。
- ・福岡浄水場にもう1つ配水池がないと、工事ができない施設が複数箇所 あります。
- ・昭和から平成初期ぐらいまでのように追いつけ追い越せみたいな形で新設していた時代から、今はそれをリプレース、更新するような時期に来ておりますので、維持管理について水道局にて検討を重ね整理した上で、そちらに舵を切ったというものでございます。

- ・リニューアルプランも含めた更新事業があるということですね。
- ・委員の皆様は納得されたいということでお聞きになっておりますので、 その辺りも必要性のところに言及しておく必要があると思います。
- ・公益上のことは大変必要だと思いますが、それが計画的に必要不可欠の ものであり適正なものであるということを説明する資料を作っていただ くよう、配慮いただければと思います。
- ・資料 P6 の地形図によると事業区域は 1 つの尾根の頂点です。これを削ったときに、周りのその樹形により、この視点場から見たときに、配水池がこの中に収まるのでしょうか。
- ・私は民間事業の案件の際にもいつもお願いしているように、計算シミュレーションを最低限実施していただきたいと思います。
- ・市の事業であれば、周辺の集落及び景勝地の観点から、改変により樹形 稜線が失われないかということの検討が必要だと思います。

・この図はシミュレーションしたものではないのでわかりませんが、現状 の樹木の高さ、その他から判断するとこの樹形はこのままに残ると考え てよろしいでしょうか。

二上主任

- ・資料 P6 の視点①~③の赤枠内において、配水地ができるというイメージを表しております。
- ・造成する範囲はやむを得ず伐採してしまうため、おそらく、木の間から 配水池が見え、木の上から屋根のアルミ部分が少し見えるようなイメー ジになると思います。したがって、新設する配水池全でが木で囲われ、 見えなくなるということにはならないのではないかと思います。

風見会長

- つまり樹林のスカイラインが変わるということでしょうか。
- ・これまでの審議内容にも関わりますが、事業予定地がこの場しかなかったということは理解しますが、緑化することにより、景観的な配慮をすること等はまだ対応できると思います。
- ・計画そのものを見直すことはお願いしませんが、地域住民の方々は、そういう緑に癒されていると思いますので、その部分への配慮というのも、最大限実施していただきたいということに留めておきますが、ある程度 実施いただけますでしょうか。

今野係長

・配水地の高さからすると、同じような樹木を植えたとしても、どうして も屋根のところは見えてしまうと思いますが、スカイラインが現況と同 じような形になるよう、工夫や配慮はさせていただきたいと思います。

- ・その点はとても重要であると思います。
- ・景観シミュレーションを実施した上で計画することにより、住民に対してもその誠意は届くと思いますので、十分にご検討をお願いします。
- ・他にご意見等ございませんか。よろしいでしょうか。
- ・それでは、第1号議案の福岡浄水場場内配水池築造事業について、皆様からいただきましたご意見を簡単にまとめます。
- ・まず1つは、配水池の必要性について、新たに配水池を作る必要性について、明快にしていただきたいと思います。
- ・全体の更新事業や、仙台市の浄水場の老朽化等の状況を踏まえ、長期的 な視点を持った更新事業であるということのように伺いました。
- ・その上で、全体のこれからのリニューアルプランの中で重要なその規模 や、その根拠が適切に示され、それに基づいた計画されているというこ とを明らかにする必要があると思います。
- ・また 2 つ目としては、植生を含め今回このようなミチゲーション措置が 行われているわけですから、伐採を最小限に抑え、既存の森林をいかに

残すかということが第1目標であり、失われる分についてはミチゲーションということで、既存の植生状況を踏まえた植生に努めるっていうことが肝要であるというふうに思います。

- ・そしてまた、周辺の農業または生活環境に対して、防災を含めた水質の 悪化やその他様々な環境影響を与えないように、また、土砂流出等の観 点から、防災面についてもしっかりと検討いただきたいと思います。
- ・最後に私が加えました点については、この条例の名前が杜の都の風土を 守る土地利用調整条例という大変高らかな名前になっております。
- ・風土というのは長年育ってきたその風景、景観十年風景百年風土千年という言葉がありますけど、やはり我々の1つ1つの決断が、そのあとの風景を作ることになりますから、先ほど申し上げたようにできる限り、造成範囲について、周辺の景観シミュレーションを用いて、なるべく景観面への変化が生じないよう、緩衝的な緑地の配置についてのご検討いただきたいと思います。
- ・先程お聞きしたように、多少見えるってことがあるのかもしれませんが、 その誠意は必ず住民に届くと思います。
- ・加えて、周辺の道路が限られていることもありますので、工事車両等の 工事中の影響については、これは実施段階の際には十分対策されると思 いますが、法的基準が満たされていれば良いということではなく、十分 検討していただいて、市の事業でもありますので見本になるようにして いただければと思います。
- ・私からは以上ですが、委員の皆様いかがでしょうか。
- ・これらの意見を加味していただいた上で、こちらの事業を進めていただくということで、当審議会としては承認するということでよろしいでしょうか。

-全委員承認-

- ・第1号議案につきましては、当審議会として承認したいというふうに思いますので、事業を進めていければと思います。
- ・続いて、事務局より、報告事項について説明をお願いいたします。

<報告事項>

- ・皆様ご審議ありがとうございました。
- ・いただきました意見につきましては、事務局の方で整理を行い、改めて 会長に確認いただいた上で皆様の方に後日、書面でご報告をさせていた だきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。
- ・また, 先程, 佐藤委員からいただいた意見について補足させていただき ます。
- ・残地森林の設定については、他人の土地を含めて事業区域としてしまう

ことで、いくらでも残地森林を増やすことができるというのは、我々も非常に気を付けております。

- ・具体的には、土地の所有者との借地や売買の状況がどのようになっているかについて、必ず担保をいただくようにしております。
- ・事業区域に含める土地は自分でお持ちなのか、他人所有の土地であれば 借地や売買契約がわかる担保を確認しております。
- ・第1号議案の場合は少し余地がありまして、事業区域を広く設定してしま うと、残地森林率は大きくなってしまうだけでしたので、できるだけ、 事業区域としては最小限とした方が良いのではないか調整させていただ いた上で、残地森林率は十分確保できており、問題ないのではないかと 判断しているところございましたので、一応補足させていただきました。
- ・ここで、この後は報告事項になりますので、傍聴されている方につきま しては退席をお願いしたいと思います。
- ・報告事項は2件ございまして,担当の方から順次説明をさせていただきた いと思いますのでよろしくお願いいたします。

-報告事項の説明-

風見会長

- ・それでは、最後に私からの総括ですが、本日の審議事項については、大変公益性が高いものでありますが、風土や景観への配慮、また、住民への説明や誠意がしっかりと届くように、実際の事業に当たっていただきたいと思います。
- ・そして委員の皆様には、事務局の皆様方とのこうした議論があって、初めての計画というものがより高いものになりますので、引き続き、しっかりと審議に取り組んでいただきたいと思います。
- ・このような審議会にて皆様から意見を出していただくことが、仙台市や 住民の皆様の豊かな風土を作ることに、確実に繋がるというふうに思い ます。
- ・それでは,進行を事務局に戻します。

<閉会>

- ・皆さま、ご審議いただき、ありがとうございました。
- ・次回の開催につきましては、改めてご連絡させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。
- ・いただいたご意見につきましては、取りまとめをした上で、それを踏ま えて水道局へ通知いたします。
- ・以上を持ちまして第15回仙台市土地利用調整審議会を閉会いたします。
- 本日はありがとうございました。